



環指令第 103 号

許 可 証

住 所 下妻市大木 1252 番地 3
氏 名 株式会社 新栄商事
代表取締役 櫻 井 清

令和 7 年 10 月 10 日付けで申請（更新）のあった処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条 6 項の規定により次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	下妻市大木 1266 番地 外 9 筆 株式会社 新栄商事 代表取締役 櫻 井 清
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物
業 務 の 内 容	処分業
施 設 の 所 在 地	下妻市大木 1266 番地 外 9 筆
営 業 の 区 域	下妻市及び周辺地域
処 理 料 金	搬入者との契約による
営 業 許 可 期 間	令和 7 年 11 月 19 日～令和 9 年 11 月 18 日
そ の 他 条 件	一般廃棄物処理実績報告書の提出 公害防止協定の遵守

令和 7 年 11 月 6 日

下妻市長 菊 池 博



この許可証は複写です。
(ホームページDL版)